

公 告

公募型プロポーザル方式により、みなとさかい交流館内売店使用許可事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和4年11月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 使用許可事業の概要

(1) 使用許可事業名

みなとさかい交流館内売店使用許可事業

(2) 使用許可場所

鳥取県境港市大正町215

(3) 使用許可事業内容

本件使用許可事業は、境港駅及び隠岐汽船の発着拠点である「みなとさかい交流館」の一部を使用許可し、隠岐汽船及び鉄道の利用者並びに水木しげるロード等の観光地への来訪者に対し、当地の特徴を生かした物販を行い、交通結節点及び観光拠点としての当該施設の機能と一体となった売店事業を展開することにより、交流人口の拡大を図ることを目的とする。

(4) 使用許可事業の詳細

ア 使用許可施設 みなとさかい交流館 1階

イ 使用許可面積 90.314平方メートル

(5) 使用許可期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

ア 営業開始日は原則として令和5年5月1日以前とするが、使用許可事業者選定後に改めて協議する。

イ 使用許可期間満了後は、契約の更新及び使用許可期間の延長は行わない。

(6) 使用料等

ア 現行使用料 月額830円/平方メートル（消費税及び地方消費税の額を含む。）

イ 使用許可部分に係る光熱水費及び冷暖房費等の諸経費は使用許可事業者の負担とする。

2 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 境港市に主たる事務所を有する者であること。

(3) 法人等（個人経営者を含む。以下同じ。）の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われていない者であること。

(5) 令和4年11月25日（金）までの過去1年間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）違反による行政処分を受けていない者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人等でないこと。

(7) 令和4年11月25日（金）から令和5年1月6日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(8) 法人税、県民税その他の税金の滞納がないこと。

3 企画提案書の提出

このプロポーザルに参加しようとする者は、「みなとさかい交流館内売店使用許可事業者の公募に係る企画提案書等作成要領（以下「企画提案書等作成要領」という。）」により、企画提案書及び添付書類を作成し、提出すること。

(1) 企画提案書等作成要領の交付方法

令和4年11月25日（金）以降、鳥取県公式ウェブサイトの空港港湾課ウェブページ（<https://w>

ww.pref.tottori.lg.jp/268751.htm) から入手するものとする。

(2) 問合せ先・企画提案書等の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部空港港湾課 電話 0857-26-7585、ファクシミリ0857-26-8310

(3) 提出期間及び時間

提出期間及び時間は、令和4年11月25日(金)から令和5年1月6日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、令和5年1月6日(金)午後5時必着のこと。

(4) 質問の受付

ア 質問書提出期限

質問がある場合は、令和4年12月16日(金)午後5時まで受け付けるので、企画提案書等作成要領に定める質問書を提出すること。(ファクシミリも可)

なお、回答は鳥取県公式ウェブサイトの空港港湾課ホームページに掲載するので、企画提案書を提出しようとする者は必ず閲覧すること。

イ 質問書提出先

(2)に同じ。

4 現地説明会

(1) 令和4年12月12日(月) 午後3時から行う。

(2) 集合場所 みなとさかい交流館1階 売店前

(3) 参加申込

現地説明会に参加を希望する者は、令和4年12月7日(水)午後5時までに企画提案書等作成要領に定める参加申込書を提出すること。(ファクシミリも可)

(4) 参加人員 参加人数は、1事業者につき2名までとする。

(5) 申込先 3(2)に同じ。

5 使用許可事業候補者の選定

企画提案書について、観光関係団体、交通関係者、行政等で構成する「みなとさかい交流館内売店使用許可事業」選定委員会(以下「選定委員会」という。)で次に掲げる事項について評価を行い、さらに県(県土整備部)において事業実績及び経営実績等も総合的に勘案して使用許可事業候補者を選定する。

ただし、選定委員会で定める一定の基準に達しているものが応募者のなかになかった場合は、使用許可事業候補者を選定しない場合がある。

また、選定委員会では、選定委員会に対するプレゼンテーション(質疑応答を含む。)により、企画提案書の説明及び提案内容の確認を行う。選定委員会に対するプレゼンテーションは、令和5年1月10日(火)から同年同月17日(火)までのいずれかの日を予定している。開催日時及び場所は企画提案書の提出期限の翌日に参加事業者に連絡する。

(1) 売店運営方針及び運営計画と集客への取組

(2) 主な販売品目と周辺観光との連携及び波及効果

(3) 事業執行体制

(4) その他独自の提案

6 行政財産使用許可の手続

5により選定された使用許可事業候補者と行政財産使用許可手続の交渉を行う。当該交渉が不調のときは、選定委員会による審査で、その者に次いで優れていると認められた者と順次使用許可手続の交渉を行う。

7 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とする。

(3) 提出された企画提案書は返却せず、提案者の選定及び企画提案書の評価・審査以外には使用し

ない。ただし、提出された書類や審査結果は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定に基づき開示することがある。

(4) 企画提案書の受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めない。

(5) その他の詳細は、企画提案書等作成要領による。